



2026年度町田市職員採用選考実施要項<追加募集>

特定任期付職員 法務課担当課長(2027年4月1日採用)

受 付 期 間	【メール受付のみ】 <募集終了> 2026年6月1日(月)~8月31日(月) <追加募集> 2026年9月4日(金)~9月30日(水)
---------	---

1 採用区分・役職・職務内容

採用区分	役職	職務内容
特定任期付職員	法務課担当課長	法務課の担当課長(スタッフ職)として、次の職務を行う。 ① 争訟事務(訴訟・審査請求) ② 庁内弁護士としての法務相談 ③ 法務能力向上に係る人材育成 ④ 市の顧問弁護士との連絡・調整 ⑤ その他関連事務

2 採用予定日・採用予定人数・任用期間・受験資格

採用予定日	採用予定人数	任用期間	受験資格
2027年4月1日	1人	採用日から2年間 (勤務実績等により最大 5年まで延長可能)	次の2つの要件を満たす方 ① 法律に関する高度な専門知識を有すること。 ② 司法試験合格後、司法修習を修了していること。

3 選考方法、選考日、選考会場等

	選考科目	期日	会場	合格発表
1次選考<募集終了>	書類選考	【メール】 8月31日(月)まで		9月下旬 合否にかかわらず 受験者全員に通知
1次選考<追加募集>	書類選考	【メール】 9月30日(水)まで		10月上旬 合否にかかわらず 受験者全員に通知
2次選考 (1次選考合格者のみ 対象)	面接選考	10月22日(木) 実施予定	町田市役所市庁舎	10月下旬 合否にかかわらず 2次選考受験者全員 に通知

※ 応募者多数の場合、1次選考後に別途面接による選考を行うことがあります。

※ 2次選考の日程、会場は変更になることがあります。詳細は合格通知でお知らせします。

4 選考の内容

	選考科目	選考の内容
1次 選考	書類選考	応募書類の記載内容により、専門性及び業績等を勘案して選考します。
2次 選考	面接試験	採用予定職への適性等について個別面接を行います。 (面接官:弁護士、市長、副市長)

5 資格調査

受験資格の有無、申込書記載事項の真否等について行います。なお、申込書記載事項に虚偽があった場合、職員として採用される資格を失うことがあります。

次に該当する方は受験できません。

ア 日本国籍を有していない方

イ 地方公務員法第16条(欠格条項)に該当する方

- ・拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの方
- ・町田市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない方
- ・人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた方
- ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した方

ウ 1999年(平成11年)改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている方(心身耗弱を原因とするもの以外)

6 勤務条件等

(1)給与

年収(2026年度の参考例)	給与月額 (地域手当を含む。)	期末勤勉手当 (6月及び12月合計)
9,458,066円	581,856円	2,475,794円

このほか、通勤手当が支給されます。扶養手当、住居手当等については支給されません。
(「町田市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例」に基づく。)
※給与改定等があった場合は、その定めるところによります。
※期末勤勉手当の支給額は、条例に定める在職期間・支給割合により決定されます。

(2)勤務時間

原則として勤務時間は、月曜日から金曜日までの午前8時20分から午後5時5分まで
(週38時間45分)で、土曜日、日曜日及び休日が休みとなります。

(3)休暇

町田市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例に基づき年次休暇(1年間に20日間)
のほか、慶弔休暇、夏季休暇等の、特別休暇があります。

(4)服務

地方公務員法適用(営利企業への従事制限等、服務に関する規定が適用となります。)

7 受験手続

下記受付期間中に応募書類をメール送付してください。

■ 受付期間	<募集終了> 2026年6月1日(月)から8月31日(月)まで <追加募集> 2026年9月4日(金)から9月30日(水)まで
■ 応募書類	① 受験申込書 (写真データを貼り付け、必要事項をすべて入力すること。) ② 司法修習終了証の写し
■ 提出先	町田市役所 総務部 職員課人材育成推進係 saiyou-info@city.machida.tokyo.jp

8 その他

(1)受験のために提出された書類は返却いたしません。

(2)採用時に心身の故障のため職務の遂行に支障をきたすこと、又はこれに堪えないと認められる
ときには採用の内定を取り消すこととなります。

お問い合わせ先

町田市役所総務部職員課人材育成推進係
〒194-8520東京都町田市森野2-2-22
042(724)2518(直通)